

「自転車運転者講習制度」とは？

改正道路交通法の施行(平成27年6月1日)により、自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。

※ 公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして

※行為の内容については裏面に記載

2回以上

検挙され又は事故を起こした
悪質自転車運転者

自転車運転者講習

を受講

■講習時間:3時間

■手数料:5,700円

※ 受講に従わない場合

5万円以下の罰金

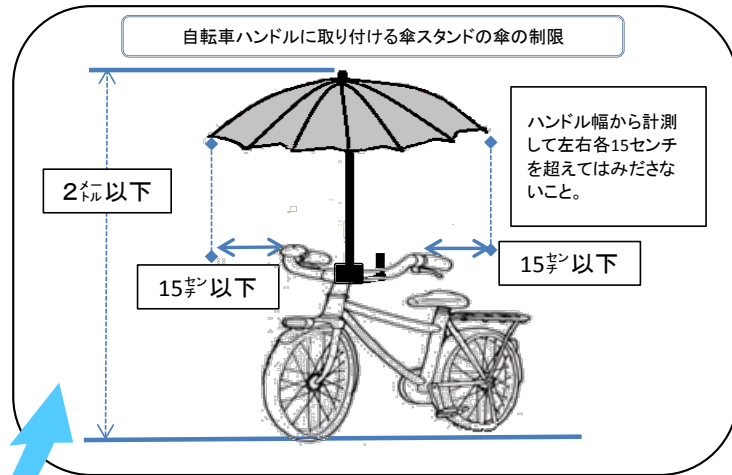


自転車のハンドル等に傘スタンドを固定して 傘を差して運転したらどうなるの？



■ 傘スタンドを使用しての傘差し運転について
傘スタンドを使用しての運転は片手運転にはなりません、次のような違反になる可能性があります。

- 道路交通法 第55条第2項
(乗車又は積載の方法)
積載物により運転者の視野が妨げられる場合等
- 道路交通法 第70条
(安全運転の義務)
通行人に傘が接触し、他人に危害を及ぼした場合(交通事故)等は、危険行為の対象となる可能性があります。
- 大阪府道路交通規則 第11条第4号
(軽車両の乗車又は積載の制限)
「傘スタンド」に傘を積載した場合に、傘の幅及び高さの制限は、
 - ・ 幅 0.3メートル
 - ・ 高さ 2メートルで、超えた場合は違反になります。



【参考】片手で傘をさして運転することについて

- 道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則第13条第2号
の違反になります。

なので...

使用を控えるように
しましょう！



ダメ!!

